

## 葛城市成年後見制度利用支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに支障があると認められる者（以下「要支援者」という。）が、民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）で定める成年後見制度を利用する場合に、必要な支援を行うことにより、要支援者の権利擁護及び福祉の増進を図ることを目的として、葛城市が実施する成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 この告示における事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ本市の住民基本台帳に登録されている者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者
  - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者
  - ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が保護を決定し、実施している者
- (2) 介護保険法第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者
- (4) 生活保護法第19条の規定に基づき、本市が保護を決定し、実施している者
- (5) その他市長が特に必要があると認める者

### (支援事業の内容)

第3条 この告示における支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 家庭裁判所に対して行う後見、保佐又は補助の開始等の審判の請求（以下「審判請求」という。）のうち、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により市長が家庭裁判所に対して行うもの
- (2) 前号に規定する審判請求に係る費用（以下「審判費用」という。）の負担
- (3) 審判請求に基づき選任された成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）の業務に対する報酬（以下、「後見人等報酬」という。）の助成（後見人等が本人の4親等内の親族若しくは配偶者の場合又は、本市以外の市区町村等から後見人等報酬の助成を受けている場合を除く。）

### (市長が行う審判請求)

第4条 市長は、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案し、本人の保護のために支援を行うことが必要と認める要支援者の審判請求を行うものとする。ただし、本人の4親等内の親族であって、審判請求を行う意思のある者の存在が明らかな場合は、市長は審判請求を行わないものとする。

- (1) 本人保護の必要性
- (2) 本人の事理を弁識する能力の程度
- (3) 本人の配偶者及び2親等内の親族の存否
- (4) 本人の配偶者及び2親等内の親族による本人保護の可能性及び審判請求の可能性の有無

(審判費用の負担)

第5条 市長は、前条の規定により審判請求をしたときは、家庭裁判所の定める審判費用を負担するものとする。

(審判費用の求償)

第6条 市長は、前条の規定により負担した審判費用について、本人の収入及び資産等の状況から審判費用の全部又は一部を、その本人に負担させることが適当であると認めたときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第2項に規定する家庭裁判所の命令を求める申立てを行うものとする。

2 市長は、前項の家庭裁判所の命令があったときは、当該命令に定める額の範囲内で、その本人に審判費用の全部又は一部を求償するものとする。

(後見人等報酬の助成の対象者)

第7条 市長は、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた者（以下「被後見人等」という。）のうち、次の各号のいずれかに掲げる者が負担する後見人等報酬の全部又は一部について、助成することができる。

- (1) 生活保護法第6条に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

ア 被後見人等及び被後見人等と生計を一にする世帯全員について、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から7月までである場合は前年度）における市区町村民税が非課税であること。

イ 被後見人等が有する現金、預貯金及び有価証券の合計額（以下「預貯金等の額」という。）が、家庭裁判所が決定した報酬金額に30万円を加えた額を下回ること。

ウ 被後見人等が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

- (4) その他市長が特に必要があると認める者  
(後見人等報酬の助成金額の基準及び上限)

第8条 後見人等報酬に対する助成は、家庭裁判所が決定した報酬金額と報酬付与の審判に報酬の対象として定められている期間において次の各号により求めた合計金額を比較して低い金額とする。ただし、報酬付与の審判に報酬の対象として定められている期間の月数が24箇月を超えるときは、当該期間の最終月から遡って24箇月の対象期間の合計金額を上限とする。

(1) 本人が別表に掲げる施設に入所している場合 月額18,000円

(2) 前号以外の場合 月額28,000円

2 施設への入所期間とその他の期間が混在する月がある場合は、当該月の過半数を占めた期間を適用するものとし、同日数の場合は月額2万8,000円を上限とする。

3 被後見人等が、前条第1項第3号及び第4号に規定する者に該当する場合で、預貯金等の額が30万円を上回る場合は、報酬付与の審判に報酬の対象として定められている期間の末日における預貯金等の額（1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）から30万円を減じた額を助成金額から控除する。

（後見人等報酬の助成の申請）

第9条 助成を受けようとする被後見人等（以下「申請者」という。）は、報酬付与の審判により家庭裁判所が後見人等報酬を決定した後に、葛城市成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書（様式第1号）及び資産等申告書（様式第2号）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、家庭裁判所の報酬付与の審判が確定した日から起算して3箇月以内に行わなければならない。

（被後見人等の死亡後の後見人等報酬の助成）

第10条 第7条の規定による助成の対象者が死亡した場合において、その者に支給すべき助成金で、支給していない助成金があるときは、その者の後見人等は、第9条の規定により申請することができる。この場合において、第9条第1項中「被後見人等」とあるのは「後見人等」、「葛城市成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書（様式第1号）」とあるのは「葛城市成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書（特例用）（様式第3号）」、「資産等申告書（様式第2号）」とあるのは「資産等申告書（特例用）（様式第4号）」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項の規定による助成金の額は、家庭裁判所が決定した報酬金額から死亡した被後見人等の遺留した財産を減じた額の範囲内とし、第8条に規定する額を上限とする。

（後見人等報酬の助成の決定）

第11条 市長は、第9条第1項及び前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、葛城市成年後見制度利用支援事業助成金決定（却下）通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（後見人等報酬の助成金の請求）

第12条 前条の規定により助成の決定を受けた申請者は、当該決定された助成金について、葛城市成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第6号）により市長に請求するものとする。

（後見人等報酬の助成金の返還）

第13条 市長は、虚偽その他の不正な行為により後見人等報酬の助成を受けた者があると認めるときは、その者に対して助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（譲渡及び担保の禁止）

第14条 後見人等報酬の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示は、家庭裁判所が決定した報酬付与の審判に報酬の対象として定められている期間の末日が、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後である場合に係る申請について適用し、当該末日が施行日前である場合に係る申請については、なお従前の例による。

3 市長以外の者が行った審判請求に係る後見人等報酬の助成の額については、施行日以後の期間をもって算定するものとする。

（葛城市成年後見制度に基づく市長の申立てに関する取扱要綱の廃止）

4 葛城市成年後見制度に基づく市長の申立てに関する取扱要綱（平成19年葛城市告示第49号）は廃止する。

（葛城市成年後見人等の報酬助成要綱の廃止）

5 葛城市成年後見人等の報酬助成要綱（平成19年葛城市告示第50号）は廃止する。

別表（第8条関係）

法令	施設等
生活保護法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護施設</li> </ul>
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設</li> <li>・ のぞみの園</li> <li>・ 共同生活援助が提供される施設</li> <li>・ 福祉ホーム</li> </ul>
老人福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人福祉施設</li> <li>・ 有料老人ホーム</li> </ul>
介護保険法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険施設</li> <li>・ 特定施設</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護が提供される施設</li> <li>・ 介護予防認知症対応型共同生活介護が提供される施設</li> </ul>

様式第1号（第9条関係）

葛城市成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書

次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、受給資格認定にあたり、申請者（被後見人等）及び世帯員の収入の状況等を関係機関において調査、確認すること及び、個人番号の提供がない場合は、職員が検索し記載することに同意します。

年 月 日

申請者 (被後見人等)	住所	〒  (電話番号：            -            -            )	
	氏名	Ⓜ	
	生年月日		
代理人 (後見人等)	住所	〒  (電話番号：            -            -            )	
	氏名		
	職業・申請者との関係性	弁護士・司法書士・社会福祉士・その他 (            )	
後見人等の種類 (該当箇所を○)		後見            ・            保佐            ・            補助	
審判による報酬確定額		円	
報酬付与対象期間		年 月 日～ 年 月 日	
上記報酬対象期間中の入所の状況		(施設名)	(期間)

\* 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務の場合は個人番号の提供が必要です。

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 手帳 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他 (            )		
提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外 (下の欄に記入)		
<input type="checkbox"/> 関係者に上記事項を了承済です			
氏名		申請者との関係	
住所	電話番号：	代理人確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他 (            )

1. 提出必須書類

- 報酬付与審判書謄本の写し
- 報酬付与申立書及び添付書類一式の写し
- 審判確定が分かる書類
- 保佐、補助の場合は代理権が分かるもの
- その他葛城市が後見人等報酬の助成の審査に必要と認めるもの

2. 生活保護受給者

- 生活保護受給証明書

3. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者

- 本人確認証の写し

4. 資産等の基準を満たす者

- 家庭裁判所に提出した財産目録の写し
- 被後見人等の預金通帳の写し等（報酬付与対象期間）
- 市区町村民税非課税証明書（※）

※ 葛城市で課税状況が確認できる場合に限り、省略可

様式第2号（第9条関係）

資産等申告書

申請者（被後見人等）及び申請者と生計を一にする世帯員の資産等について、次のとおり申告します。

1 申請者及び申請者と生計を一にする世帯員

氏名	本人との続柄	市民税課税状況
個人番号：	本人	非課税 ・ 課税
個人番号：		非課税 ・ 課税
個人番号：		非課税 ・ 課税
個人番号：		非課税 ・ 課税
個人番号：		非課税 ・ 課税

2 申請者の資産等の状況（報酬対象期間の末日に最も近い時点）

種別	金額（円）	資料の有無
現金		有 ・ 無
預貯金		有 ・ 無
有価証券		有 ・ 無
その他		有 ・ 無
合計		

居住用以外の土地・家屋・ 貴金属等の所有の有無	有（ ） ・ 無	有 ・ 無
----------------------------	----------	-------

※金額・内容は、財産目録と一致させてください。



様式第3号（第10条関係）

葛城市成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書（特例用）

次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、受給資格認定にあたり、本人（被後見人等）及び世帯員の収入の状況等を関係機関において調査、確認すること及び、個人番号の提供がない場合は、職員が検索し記載することに同意します。

年 月 日

申請者	住所	〒 (電話番号：                    -                    -                    )		
	氏名	Ⓜ		
	生年月日		職業・本人との関係性	弁護士・司法書士・社会福祉士・その他（                    ）
等）本人（被後見人	住所	〒		
	氏名			
	死亡年月日			
後見人等の種類（該当箇所○）	後見                    ・                    保佐                    ・                    補助			
審判による報酬確定額	円			
報酬付与対象期間	年                    月                    日～                    年                    月                    日			
遺留財産	円	遺留財産から受領可能な額	円	
上記報酬対象期間中の入所の状況	(施設名)		(期間)	

\*障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務の場合は個人番号の提供が必要です。

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 手帳 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他（                    ）		
提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
<input type="checkbox"/> 関係者に上記事項を了承済です			
氏名		申請者との関係	
住所	電話番号：	代理人確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他（                    ）

1. 提出必須書類

- 報酬付与審判書謄本の写し
- 報酬付与申立書及び添付書類一式の写し
- 審判確定が分かる書類
- 保佐、補助の場合は代理権が分かるもの
- 被後見人等の死亡が確認できる書類の写し（住民票除票の写し、死亡診断書等）
- その他葛城市が後見人等報酬の助成の審査に必要と認めるもの

2. 生活保護受給者

- 生活保護受給証明書

3. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者

- 本人確認証の写し

4. 資産等の基準を満たす者

- 家庭裁判所に提出した財産目録の写し
- 被後見人等の預金通帳の写し等（報酬付与対象期間）
- 市区町村民税非課税証明書（※）

※ 葛城市で課税状況が確認できる場合に限り、省略可

様式第4号（第10条関係）

資産等申告書（特例用）

被後見人等及び被後見人等と生計を一にする世帯員の資産等について、次のとおり申告します。

1 被後見人等及び被後見人等と生計を一にする世帯員

氏名	本人との続柄	市民税課税状況
個人番号：	本人	非課税 ・ 課税
個人番号：		非課税 ・ 課税
個人番号：		非課税 ・ 課税
個人番号：		非課税 ・ 課税
個人番号：		非課税 ・ 課税

2 申請者の資産等の状況（報酬対象期間の末日に最も近い時点）

種別	金額（円）	資料の有無
現金		有 ・ 無
預貯金		有 ・ 無
有価証券		有 ・ 無
その他		有 ・ 無
合計		

居住用以外の土地・家屋・ 貴金属等の所有の有無	有（ ） ・ 無	有 ・ 無
----------------------------	----------	-------

※金額・内容は、財産目録と一致させてください。

様

葛城市長



葛城市成年後見制度利用支援事業助成金決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった成年後見制度に係る後見人等報酬の助成について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 助成の可否 可 ・ 否  
2 助成が可の場合

（1）助成に係る後見人等

住所

氏名

（2）金額 \_\_\_\_\_円

- 3 助成が否の理由  
理由

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、葛城市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、葛城市を被告として（訴訟において葛城市を代表する者は葛城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

葛城市長 様

住所  
氏名

㊟

葛城市成年後見制度利用支援事業助成金請求書

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

葛城市成年後見制度利用支援事業実施要綱第12条に基づき、助成金を請求いたします。

なお、支給につきましては、下記の口座に振り込み願います。

振込先金融機関	金融機関名		本・支店名	
	銀行 金庫 組合 農協		本店 支店 支所	
	口座種別		口座番号	
	普通・当座・その他（ ）			
	口座名義人（申請者名義に限る）			
	フリガナ			
	口座名義人			